

浦添市立保育所給食調理業務委託事業募集要項

1. 募集要項の定義

本市では、平成 22 年 10 月から浦添市立保育所(以下「保育所」という。)の給食調理業務を民間に委託している。現在の契約期間が令和 8 年 9 月末で終了する予定であるが、引き続き保育所の調理業務を民間委託するため、令和 8 年 10 月から令和 11 年 9 月末までの受託業者を募集する。

調理業務を実施する民間業者の決定に当たっては、経営能力や技術能力等を活用することにより、調理業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用することとした。

この募集要項は、浦添市立保育所給食調理業務委託(以下「本事業」という。)に係る募集要項に関して必要な事項を定めたものである。

なお、本募集要項に併せて配布する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

※仕様書

※応募提案時提出様式集（別添 1）

※業務履行時提出様式集（別添 2）

2. 件 名 浦添市立保育所給食調理業務委託

3. 対象施設

名 称	定 員	所 在 地
内間保育所	115 人	浦添市内間四丁目 26 番 20 号
宮城ヶ原保育所	124 人	浦添市宮城二丁目 4 番 1 号
大平保育所	124 人	浦添市安波茶一丁目 28 番 2 号

4. 委託業務内容

本事業の主な内容は、次に掲げるとおりとし、原則として本事業に係る内容の一部又は全部を第三者に委託し、請け負わせ、又は委任することはできない。

ア 食材の検収・保管

イ 調理業務（食物アレルギー対応食・離乳食を含む）

ウ 衛生管理業務

エ 運営協力等

オ アからエまでに付帯するその他必要な業務

5. 委託期間

令和 8 年 10 月 1 日から 3 年間

6. 契約限度額

本事業に係る契約予定の金額は、次に掲げる表のその年度ごとに記載された額（消費税及び地方消

費税（以下「消費税」という）を含む。）を上限とする。なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、市がこの金額で契約することを約束するものではない。

※消費税率 10%で算定（単位：千円）

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	総 額
金 額	35,875	71,750	71,750	35,875	215,250

(2) 見積書（様式第 14 号）において、内訳を含めた見積金額（以下「提案額」という）の記載にあたっては、消費税（10%）を含めた金額を記載するものとし、審査を行う際には、その内訳において各区分における各年度の提案額が本募集要項 2 ページ 6. 契約限度額を超える場合は失格とする。なお、受託期間中に消費税率等の変更があった場合は、市と協議の上調整するものとする。

7. 応募資格

本業務に応募できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 保育所給食に深い理解があり、保育所と協力して業務を実施できること。
- (2) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (3) 令和 8 年現在、沖縄県内において 1 回 100 食以上の保育所、病院、社会福祉施設のいずれかの特定給食施設調理業務の受託実績があること。
- (4) 沖縄県内に本社、又は事業所を有していること。
- (5) 損害賠償を担保できるとともに、以下の履行保証人を立てることができること。
 - ①安定的かつ健全な財政能力を有していること。
 - ②契約主体となる応募事業者に準じた参加資格要件に該当すること。
- (6) 調理等業務に必要な資格者及び経験者等を平日 4 人以上、土曜日は 2 人程度配置することができること。但し、土曜日の開所時間に変更が出た場合には市と協議し、適正な人数で対応すること。
- (7) 過去 5 年間に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条の規定による営業停止処分を起こした者でないこと。
- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続きの開始申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 優先交渉権者決定までに、不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。
- (11) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続きの開始の申立てをしている者でないこと。
- (12) 浦添市暴力団排除条例（平成 23 年浦添市条例第 14 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。
- (13) 食中毒その他の事故等による損害賠償責任を履行するための保険に加入している者であること。

8. 応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、提案書の提出をもって、応募要項等の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類は、提出期限までは内容の変更を行うことができるものとするが、内容の変更を行う場合は、提出期限までに変更後の書類を改めて提出すること。
- (4) 市が受理した書類は、一切返却しないものとする。
- (5) 応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、市は選定結果の公表等に必要な場合は、提案者の承諾を得て提案内容を使用できるものとする。
- (6) 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、応募資格を取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取るものとする。
- (8) 募集要項等の公表日から優先交渉権者の決定までの期間中に応募者が選定委員等に対し、選定審査に関する照会を行ったり、個別に接触をもった場合は失格とする。
- (9) 応募資格確認後から選定結果の決定までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。
- (10) 市が追加で資料の提出を求めた場合には、速やかに対応すること。
- (11) 応募書類を提出した後に辞退するときは、応募辞退届（様式 16 号）を提出すること。
- (12) 選定結果は市ホームページで公表する。
- (13) 選定結果等についての不服、異議等は認めない。

9. 応募手続

事業実施のスケジュールは、次の表 1 のとおりとする。なお、本事業に係る募集要項等の配布、公表、及び提出書類等の受付に関しては、土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前 9 時から午後 4 時までとする。（ただし、正午から午後 1 時までを除く）

表 1

募集要項等の公表・配布	令和 8 年 6 月 17 日（水）～6 月 30 日（火）
質問書の受付締切	令和 8 年 7 月 6 日（月）
質問書の回答最終日	令和 8 年 7 月 10 日（金）
応募書類の受付期間	令和 8 年 7 月 10 日（金）～7 月 16 日（木）
資格審査結果通知	令和 8 年 7 月 27 日頃
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 8 年 8 月 7 日（金）
優先交渉権者の決定、通知	令和 8 年 8 月下旬～9 月上旬
契約締結	令和 8 年 9 月上旬～9 月中旬
業務引継ぎ	契約締結日から 9 月 30 日まで
業務委託開始	令和 8 年 10 月 1 日

※日程等は、変更となる場合があります。

募集要項等の公表・配布

- ア 配布期間：令和8年6月17日（水）～令和8年6月30日（火）まで
 イ 配布場所：募集要項等については市ホームページにて公表

10. 質問及び回答

（1）提出方法

質問書(様式第2号)により、Eメールにて提出すること。電話及び口頭等による個別の対応はしません。

Eメールアドレス：kmirai@city.urasoe.lg.jp（浦添市こども未来課）

（2）提出期限：令和8年7月6日（月）午後4時まで

（3）回答最終日：令和8年7月10日（金）

※質問に対する回答は、すべての事業者にEメールにて回答する。

質問の内容によっては、回答を差し控える場合がある。

11. 応募提案書類について

（1）基本的事項

ア 作成様式

提出書類の記載にあたっては、日本工業規格A4横書きとし、長辺2箇所を綴じること。ただし、図表等については必要に応じA3折り込み可とする。

なお、提出する全ての資料を、とじ厚2cm以内のファイル1冊にまとめて提出することとし、これ以外のいかなる資料の提出を認めない。

イ 書体等

書体については、12ポイント、明朝体を基本とする。

ウ 構成

提案書類の作成にあたっては次の表2の項目順に沿って作成し、目次、ページ番号及びインデックスを付すること。

エ 履行保証人に関する資料

本業務に係る履行保証人に関する以下の資料を提出してください。

- 1) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
- 2) 会社概要（パンフレット）
- 3) 様式第12号 業務実績等提案書
- 4) その他、本業務における保証能力の確認に必要と本市が認める書類

表2（別添1 応募提案時様式集参照）

項目	様式	提案書類
1		審査に係る説明書類等提出書（添付資料） ①会社概要（事業者の概要・組織が分かるもの） ②定款（写し） ③財務諸表（直近3期分の損益計算書及び貸借対照表） ④納税証明書（国税、県税、市町村税の完納証明書。提出の1か月以内に発行されたもの）

		⑤登記事項証明書 ⑥損害賠償を担保できる保険に加入していることを主明する書類（写し） ⑦履行保証人予定会社の会社概要
2	様式第 3 号	保育所調理等業務に対する基本的な考え方に関する提案書
3	様式第 4 号	衛生管理業務に関する提案書
4	様式第 5 号	食物アレルギー対応食の提供に関する提案書
5	様式第 6 号	業務実施体制に関する提案書
6	様式第 7 号	スタッフ配置提案書
7	様式第 8 号	危機管理体制に関する提案書
8	様式第 9 号	業務従事者等の教育及び研修に関する提案書
9	様式第 10 号	職員数
10	様式第 11 号	業務従事者の雇用に関する提案書
11	様式第 12 号	業務実績等提案書
12	様式第 13 号	見積書 ※本実施要項 1 ページ 6.「契約限度額」の範囲内であること
13	様式第 14 号	独自提案等
14	様式第 15 号	応募辞退届

(2) 提案方法等

ア 受付期間：令和 8 年 7 月 10 日（金）から令和 8 年 7 月 16 日（木）まで

※期間中、土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前 9 時から午後 4 時までとする。

イ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合、上記提出期間内必着とする。）

ウ 提出部数：正本 1 部 副本 6 部 計 7 部

エ 提出先：浦添市こども未来課 教育保育係

〒901-2501 浦添市安波茶 1－1－1

12. 選定方法

(1) 浦添市立保育所給食調理業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、公募型プロポーザル方式により、提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

(2) (1) の評価にあたっては選定委員会の各委員が次の表 3 の評価項目ごとに評価する。

表 3（別添 1 応募提案時様式集参照）

評価項目	評価事項概要
1 保育所調理等業務に関する基本的な考え方 (様式第 3 号)	①保育所調理等業務の意義やその重要性の認識 ②保育所調理等業務が果たす食育の重要性の認識 ③保育所調理等業務に対する意欲や取組姿勢等
2 衛生管理業務 (様式第 4 号)	①衛生管理の取組状況 ②衛生管理体制 ③大量調理施設衛生管理マニュアルの理解度

	④各種衛生点検表の管理 ⑤衛生検査等
3 食物アレルギー対応食の提供 (様式第5号)	①食物アレルギー対応食に対する考え方 ②食物アレルギー対応食の取組状況
4 業務実施体制 (様式第6号)	①業務責任者等の配置状況 ②業務実施体制（安全性・効率性等） ③業務従事者の休暇等による代替員の体制等
5 スタッフ配置 (様式第7号)	①正規社員の配置人数について ②有資格者の配置人数について ③役職従事者の経験及び指導体制について ④業務従事者の経験及び保育所調理業務遂行能力等
6 危機管理体制 (様式第8号)	①食中毒予防 ②異物混入の防止対策 ③アレルギー対応事故等の防止対策 ④緊急連絡体制の整備及び対応策
7 業務従事者に対する研修計画 (様式第9号)	①委託開始までの研修計画等 ②委託実施後の研修計画等 ③人材育成の取組等
8 職員数 (様式第10号)	①業務従事者の業務経験年数 ②栄養士の業務経験年数 ③正規社員及び非正規社員の数並びに有資格者数
9 業務従事者の雇用 (様式第11号)	業務従事者のモチベーション維持に係る施策等
10 業務実績等 (様式第12号)	特定給食施設（保育所、病院、社会福祉施設）調理等業務受託実績（現在継続中のものから順に記載）
11 見積書 (様式第13号)	適正な価格のもと、見積額が算定されているかを評価する
12 プレゼンテーション	①経営理念等 ②保育所調理等業務に対するアピールや意欲等
13 経営状況審査	財務諸表等に基づく各種経営分析を行い、経営状況、財政基盤の安定性等を評価する
14 独自提案等 (様式第14号)	応募者自身の独自提案や優位性、その他、市に対するアピールポイント等を評価する

（３）審査概要

ア 応募者の資格の確認審査

市は、応募資格の確認審査を行い、本募集要項２ページ８．「応募資格」に基づき、応募者が備えるべき要件を満たしていることを確認する。

なお、応募資格書類に不備がある場合には、失格とする。

イ 書類審査

提案書類について、表3の評価項目等に基づき評価する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング審査

- ・プレゼンテーションについては応募者の経営理念及び保育所調理等業務に対する意欲についてなど、応募者の自由に行えるものとする。
- ・ヒアリングについては選定委員の質疑等により、提案書に記載のない事項などの補足回答等を求める。

①日時：令和8年8月7日（金）

②場所：浦添市役所 6階 601 会議室

※応募多数の場合の予備日を設ける。

※詳細な日時、場所については、後日応募者へ通知する。

③実施時間：40 分以内

※目安（プレゼンテーション：15 分 ヒアリング質疑応答：25 分）

④出席者：3名までとする

⑤機材等：プレゼンテーションに使用するパソコン等その他の機器については応募者が準備すること。スクリーン及びプロジェクターは市が用意することも可能（要相談）

⑥プレゼンテーションの順番：参加申込み終了後、事務局の抽選により決定する。

エ 経営状況審査

財務諸表等に基づく各種経営分析を行い、経営状況、財政基盤の安定性について総合的に評価する。

13. 契約までの流れ

（1）優先交渉権者の決定

選定委員会は、提案書類、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき審査し、総合評価点の高い順に優先交渉権者及び次点を選定する。

（2）選定結果の通知

選定結果は、市ホームページ等にて掲載するとともに、別途、応募者全員に通知する。

（3）受託者の決定

市は選定委員会の結果を踏まえ優先交渉権者を決定し、優先交渉権者との契約締結をもって受託者を決定する。ただし、優先交渉権者との契約を締結できない場合は、次点の者から順に契約交渉を行うこととする。

14. 委託料の支払いについて

（1）受託者は、履行月分の業務を完了したときは、遅滞なく市に対して委託業務完了報告

書及び仕様書に定める書類等を提出し、その検査結果の合格をもって当該履行月分の委託料を請求することができる。

（2）市の施策等により対象施設の変更があった場合には、市と受託者が協議の上、委託料

の額を変更することができるものとする。

15. 履行保証人について

（1）受託者は本業務を履行しない場合に受託者に代わって自ら本業務を履行することを保

証するため、履行保証人を立てなければならない。

- (2) 履行保証人は本募集要項 2 ページ 8 ・「応募資格」に掲げる事項を全て満たしていることを条件とする。
- (3) 市は受託者が本業務を履行する見込みがないと認めるときは履行保証人に対し、本業務の実施を請求することができる。
- (4) 履行保証人は前項の規定による本業務の実施請求があったときは、受託者に代わって本業務を実施しなければならない。
- (5) 市が履行保証人に本業務の実施を請求したときは、受託者がその請求のときまでに実施した部分で、市の検査に合格したものに対する委託料については受託者に支払い、履行保証人が自ら実施した部分については、受託者は何らの請求権を有せず、市は当該部分に対する委託料を履行保証人に直接支払うものとする。

本募集要項等に関するお問合せ先

浦添市こども未来部 こども未来課 教育保育係

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号

TEL 098-876-1705

FAX 098-879-7190

E メール kmirai@city.urasoe.lg.jp